

業務及び財産の状況に関する説明書

【平成 30 年 3 月期】

この説明書は、金融商品取引法第 46 条の 4 に基づき、全ての営業所に備え置き、公衆の縦覧に供するため作成したものです。

ヒロセ通商株式会社

1 当社の概況及び組織に関する事項

(1) 商号

ヒロセ通商株式会社

(2) 登録年月日及び登録番号

平成 19 年 9 月 30 日 (近畿財務局長(金商)第 41 号)

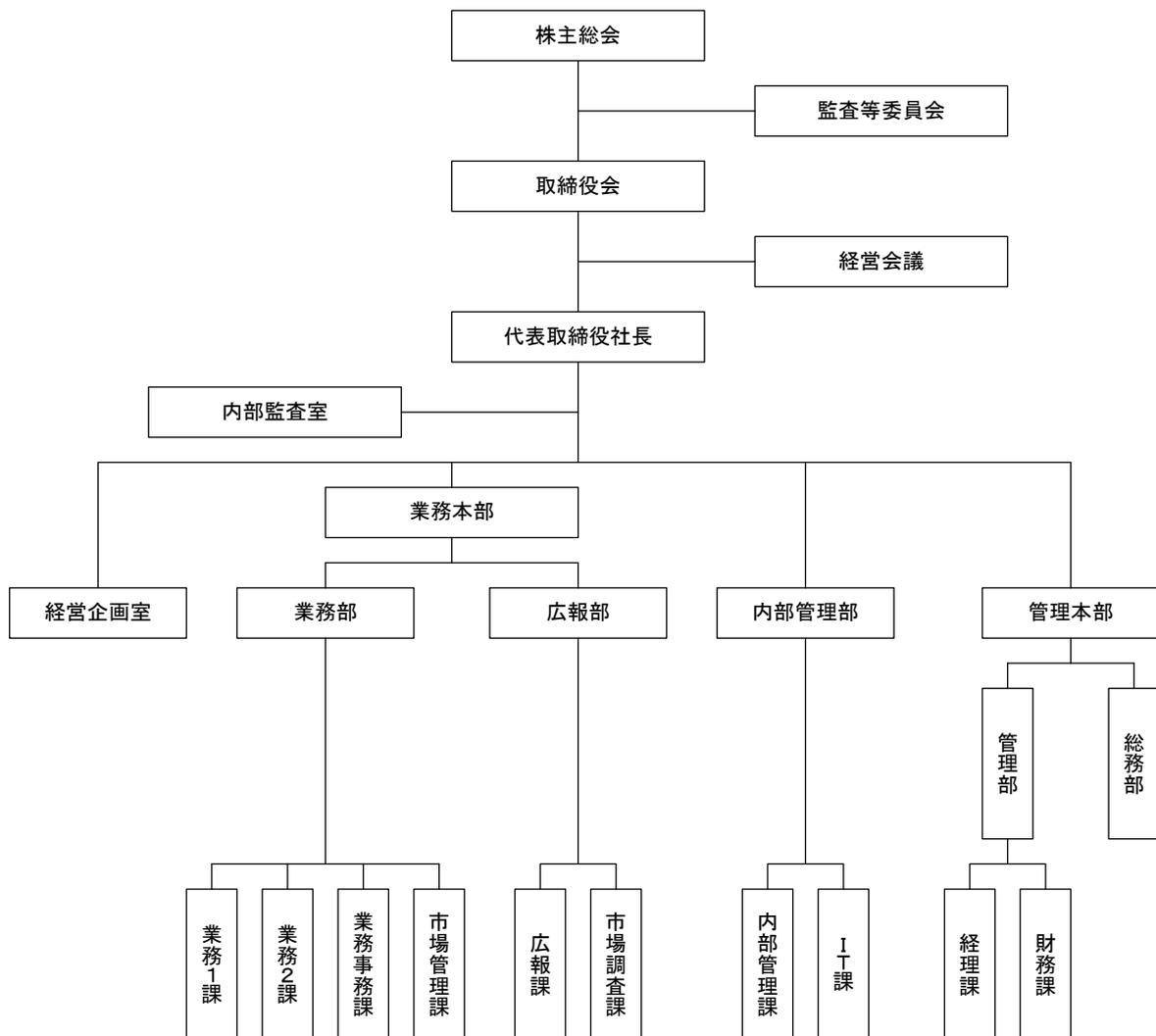
(3) 沿革及び経営の組織

① 会社沿革

年月	概要
平成16年 3 月	大阪市西区に外国為替証拠金取引を事業目的としたヒロセ通商(株)(資本金20,000千円)を設立
平成16年 4 月	外国為替証拠金取引「超為替」の受託業務開始
平成17年 9 月	インターネットを媒体とした取引システム「Hirose-FX」の提供開始
平成18年 3 月	スワップポイントを改善した取引システム「Hirose-FX 2」の提供開始
平成18年 5 月	1,000通貨からの取引が可能な「Hirose-FX 2 ミニ」の提供開始 金融先物取引業の登録完了(登録番号 近畿財務局長(金先)第15号) (社)金融先物取引業協会(現 (一社)金融先物取引業協会)に加入(会員番号1562)
平成19年 5 月	マイナー通貨の取引が可能な「HiroseTrader」の提供開始
平成19年 9 月	金融商品取引法施行に伴う第一種金融商品取引業の登録完了(登録番号 近畿財務局長(金商)第41号)
平成20年 2 月	1,000通貨からの取引が可能かつ手数料無料の取引システム「LION FX」の提供開始
平成21年 5 月	業容拡大のため外国為替証拠金取引業者であるJFX(株)(現連結子会社)を子会社化
平成21年 9 月	従前と比較して高速約定処理を可能にした次世代「LION FX」の提供開始 100%子会社にするため株式交換によりJFX(株)の全株式を取得
平成22年 2 月	収益基盤拡大のためJFX(株)にホワイトラベルサービス(*2)提供を開始
平成22年10月	英国ロンドンに海外進出を目的としてHIROSE FINANCIAL UK LTD.(資本金850千ポンド、現連結子会社)を設立
平成23年 3 月	「Hirose-FX」サービス終了
平成23年 6 月	顧客基盤拡大のためエース取引(株)の外国為替証拠金取引事業の顧客口座を当社へ移管
平成23年10月	収益基盤拡大のためフェニックス証券(株)とカバー取引(*4)を開始
平成23年11月	収益基盤拡大のためHIROSE FINANCIAL UK LTD.とカバー取引を開始
平成24年 1 月	中国市場調査のため中国上海市に上海代表処を開設
平成24年 5 月	収益基盤拡大のため岡三オンライン証券(株)にホワイトラベルサービス提供を開始
平成24年10月	中国 香港にアジア市場の顧客獲得を目的としてHIROSE TRADING HK LIMITED(資本金500千香港ドル、現連結子会社)を設立
平成24年12月	プライバシーマーク認証取得
平成25年 5 月	従業員の福利厚生とCSRの取組み強化のため、「らいおん保育園」を開園
平成26年 6 月	「HiroseTrader」サービス終了
平成26年10月	マレーシア連邦領ラブアンに東南アジア市場の顧客獲得を目的としてHirose Financial MY Limited(資本金250千USドル、現連結子会社)を設立
平成27年 6 月	中国 香港において海外子会社に対する取引システムの提供を目的としてHIROSE FINANCIAL LIMITED(資本金600千香港ドル、現連結子会社)の株式を取得
平成27年 9 月	チャート予測ツール「さきよみLIONチャート」の提供開始
平成28年 1 月	マレーシア ジョホールバルに海外子会社に対するコールセンター業務提供を目的としてHIROSE

年月	概要
平成28年 3月	BUSINESS SERVICE SDN. BHD. (資本金220千マレーシアリングgit、現連結子会社) を設立
平成28年 4月	東京証券取引所JASDAQ (スタンダード) に上場
平成28年 7月	保育園事業を分社化し株式会社らいおん保育園(資本金10百万円、連結子会社)を設立
平成28年10月	トレード分析ツール「LION分析ノート」提供開始 「Hirose FX2」及び「Hirose FX2ミニ」サービス終了
平成29年 4月	HTML5仕様の「LIONチャートPlus+」提供開始
平成29年 6月	「LION FX C2」提供開始 「LION FX HTML5版」提供開始 「LION FX Web版」提供終了 「LION FX JAVA版」提供終了
平成30年 2月	ライオンコイン株式会社(資本金50百万円、現連結子会社)設立
平成30年 3月	連結子会社である株式会社らいおん保育園清算終了

② 経営の組織



(4) 株式の保有数の上位 10 位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

氏名又は名称	保有株式数	割合
細合 俊一	株 674,000	% 10.94
友延 雅昭	517,000	8.39
渋谷 誠一	430,000	6.98
石原 愛	286,800	4.65
松井 隆司	266,800	4.33
野市 裕作	236,800	3.84
松田 弥	216,800	3.52
衣川 貴裕	206,800	3.35
村井 昌江	200,000	3.24
Maicos International Company Limited	129,500	2.10
その他 (13,100名)	2,991,380	48.59
合計	6,155,880	100.00

(注) 保有株式数及び割合については、自己株式(80,120株)を控除して計算しております。

(5) 役員(外国法人にあつては、国内における代表者を含む。)の氏名又は名称

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

役職名	氏名又は名称	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役	細合 俊一	有	常勤
専務取締役	衣川 貴裕	無	常勤
常務取締役	友延 雅昭	無	常勤
取締役	松田 弥	無	常勤
取締役	石原 愛	無	常勤
取締役	松井 隆司	無	常勤
取締役	野市 裕作	無	常勤
取締役	古草 鉄也	無	常勤
取締役 (監査等委員)	津田 和義	無	非常勤
取締役 (監査等委員)	藪内 正樹	無	非常勤
取締役 (監査等委員)	丸茂 英雄	無	非常勤

(注) 1. 取締役(監査等委員)津田和義氏、取締役(監査等委員)藪内正樹氏及び取締役(監査等委員)丸茂英雄氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。

(6) 政令で定める使用人の氏名

- ① 金融商品取引業に関し、法令等(法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。)を遵守させるための指導に関する業務を統括する者(部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかどうかを問わず、当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)の氏名

氏名	役職名
衣川 貴裕	専務取締役 内部管理部長

- ② 投資助言業務(金融商品取引法(以下「法」という。)第 28 条第 6 項に規定する投資助言業務をいう。)又は投資運用業(同条第 4 項に規定する投資運用業をいう。)に関し、助言又は運用(その指図を含む。)を行う部門を統括する者(金融商品の価値等(法第 2 条第 8 項第 11 号に規定する金融商品の価値等をいう。)の分析に基づく投資判断を行う者を含む。)の氏名

該当事項はありません。

- ③ 投資助言・代理業(法第 28 条第 3 項に規定する投資助言・代理業をいう。)に関し、法第 29 条の 2 第 1 項第 6 号の営業所又は事務所の業務を統括する者(部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかどうかを問わず、当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)の氏名

該当事項はありません。

(7) 業務の種類別

金融商品取引法第 28 条第 1 項第 2 号に掲げる行為に係る業務、有価証券等管理業務

(8) 本店その他の営業所又は事業所(外国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の事務所又は営業所)の名称及び所在地

名 称	所 在 地
本 社	大阪市西区新町一丁目 3 番 19 号 MG ビルディング

(9) 他に行っている事業の種類

該当事項はありません。

(10) 法第 37 条の 7 第 1 項第 1 号イ、第 2 号イ、第 3 号イ又は第 4 号イに定める業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

① 指定紛争解決機関の商号又は名称

- イ 第 1 種金融商品取引業（法第 37 条の 7 第 1 項第 1 号イ）
特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター
- ロ 第 2 種金融商品取引業（法第 37 条の 7 第 1 項第 2 号イ）
該当事項はありません。
- ハ 投資助言・代理業（法第 37 条の 7 第 1 項第 3 号イ）
該当事項はありません。
- ニ 投資運用業（法第 37 条の 7 第 1 項第 4 号イ）
該当事項はありません。

② 加入する金融商品取引業協会の名称

一般社団法人金融先物取引業協会

③ 対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

該当事項はありません。

(11) 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号

該当事項はありません。

(12) 加入する投資者保護基金の名称

該当事項はありません。

(13) 法第 37 条の 7 第 1 項第 1 号ロ、第 2 号ロ、第 3 号ロ又は第 4 号ロに定める業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

① 第 1 種金融商品取引業（法第 37 条の 7 第 1 項第 1 号イ）

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターとの間で第一種金融商品取引業務に係る手続実施基本契約を締結する措置

② 第 2 種金融商品取引業（法第 37 条の 7 第 1 項第 2 号イ）

該当事項はありません。

③ 投資助言・代理業（法第 37 条の 7 第 1 項第 3 号イ）

該当事項はありません。

④ 投資運用業（法第 37 条の 7 第 1 項第 4 号イ）

該当事項はありません。

2 業務の状況に関する事項

(1) 当期の業務の概要

当事業年度におけるわが国経済は、企業業績や雇用環境の改善傾向が続き、緩やかな景気回復基調が継続しております。

こうした環境のもと、当社の関連する外国為替市場におきましては、米国政権の政策不安や地政学リスクの高まりにより、米ドル/円相場は、期首に1ドル111円台半ばで取引が始まり、年末にかけて107円台前半から114円台での小幅な値動きとなりました。年が明けてからは米国による北米自由貿易協定の離脱検討等、米国の通商政策への懸念からドル売りが優勢となり、104円台半ばまでドル安が進み期末には106円台前半で取引を終えました。外国為替市場全体的に前年に比べ小幅な値動きで推移しました。

このような状況の中、当社は、為替変動率の低い状況でも安定した収益を上げるための取組みとして、カバー取引の見直し等による収益率改善に取り組みました。

加えて、顧客の損失を減少させるための取組みとして、毎月1回少人数制のセミナーを全国各地で執り行い、過去の取引から勝率の良い通貨ペアや曜日、勝ちトレード/負けトレードの平均保有期間などを分析したツール「LION分析ノート」を利用した取引分析の方法、指標発表時等による一時的なスプレッド拡大による意図しない逆指値注文の執行を防止するための便利機能としてリリースしたBID判定買(ASK判定売)逆指値の利用方法、許容スリップ機能の利用方法などをレクチャーし、顧客の取引収益向上への取組みにも力を入れました。

上記のような取組みを行った結果、当社の口座数は227,116口座(前事業年度末比12.4%増)に達し、顧客預り証拠金は49,065,261千円(同21.9%増)となりました。また、年間の外国為替取引高は3兆80億通貨(同19.8%減)となりました。

その結果、当事業年度の営業収益は、6,892,763千円(前事業年度末比19.8%増)、営業利益は2,515,319千円(同84.8%増)、経常利益は2,468,378千円(同89.7%増)、当期純利益は1,652,902千円(同170.2%増)となりました。

(2) 直近の3事業年度における業務の状況を示す指標

区 分	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
資 本 金	790,668 千円	845,118 千円	846,918 千円
発 行 済 株 式 総 数	5,861,000 株	6,224,000 株	6,236,000 株
営 業 収 益	5,516,556 千円	5,753,761 千円	6,892,763 千円
(外国為替取引受取手数料)	1,558 千円	573 千円	— 千円
(外国為替取引損益)	5,501,216 千円	5,753,187 千円	6,892,763 千円
(その他の営業収益)	13,781 千円	— 千円	— 千円
経 常 利 益	1,114,046 千円	1,301,481 千円	2,468,378 千円
当 期 純 利 益	615,822 千円	611,817 千円	1,652,902 千円

(注) 当社の勘定科目では、受入手数料を外国為替取引受取手数料、トレーディング損益を外国為替取引損益と表記しております。

(3) 株券の売買高(有価証券等清算取次ぎの委託高(有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎの取扱高を除く。)を含む。)及びその受託の取扱高(有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎの受託高を除き、有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎの取扱高を含む。)

該当事項はありません。

(4) 国際証券、社債権、株券及び投資信託の受益証券の引受高、売出高及び募集、売出し又は私募の取扱高

該当事項はありません。

(5) その他業務の状況

該当事項はありません。

(6) 自己資本規制比率の状況

(単位：百万円)

区 分	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期
自己資本規制比率 (A) / (B) × 100	324.5 %	339.8 %	443.3 %
固定化されていない自己資本 (A)	3,670	4,132	5,508
リスク相当額 (B)	1,130	1,215	1,242
市場リスク相当額	0	0	0
取引先リスク相当額	90	128	175
基礎的リスク相当額	1,040	1,086	1,066

(7) 使用人の総数及び外務員の総数

区 分	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期
使 用 人	61名	56名	54名
(うち外務員)	27名	34名	40名

3 財産の状況に関する事項

(1) 経理の状況

① 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 6,497,059	※2 5,745,806
外国為替取引顧客分別金信託	34,047,000	40,289,000
外国為替取引顧客差金	※1 7,498,217	※1 11,309,593
外国為替取引顧客未収入金	206,746	316,117
外国為替取引差入証拠金	5,089,272	9,447,569
外国為替取引自己取引差金	59,581	175,406
外国為替取引自己取引未収入金	227,935	345,430
貯蔵品	42,505	36,366
未収入金	22,437	43,354
未収還付消費税等	150,323	158,142
前払費用	27,252	21,955
繰延税金資産	29,469	46,639
その他	23,093	16,467
流動資産合計	53,920,895	67,951,849
固定資産		
有形固定資産		
建物	119,058	139,229
減価償却累計額	△33,632	△40,753
建物（純額）	85,426	98,476
車両運搬具	13,741	14,677
減価償却累計額	△8,866	△11,674
車両運搬具（純額）	4,874	3,002
器具備品	43,322	45,046
減価償却累計額	△29,402	△34,202
器具備品（純額）	13,919	10,843
有形固定資産合計	104,220	112,323
無形固定資産		
ソフトウェア	77,362	81,333
ソフトウェア仮勘定	29,592	—
その他	246	246
無形固定資産合計	107,200	81,580
投資その他の資産		
関係会社株式	481,841	676,326
長期前払費用	2,250	1,348
繰延税金資産	36,795	35,464
差入保証金	24,302	26,264
その他	11,635	8,371
貸倒引当金	△5,638	△3,358
投資その他の資産合計	551,186	744,417
固定資産合計	762,608	938,321
資産合計	54,683,503	68,890,170

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
外国為替取引預り証拠金	※1 40,242,239	※1 49,065,261
外国為替取引顧客差金	381,196	237,166
外国為替取引顧客未払金	1,239,166	2,637,747
外国為替取引自己取引差金	254,965	638,783
外国為替取引自己取引未払金	13,682	38,795
短期借入金	※2、3、4 5,883,600	※2、3、4 7,600,000
1年内返済予定の長期借入金	500,000	—
未払金	263,631	266,093
未払費用	35,498	39,974
未払法人税等	287,140	597,032
預り金	56,317	75,552
賞与引当金	42,740	45,000
流動負債合計	49,200,178	61,241,407
固定負債		
長期借入金	—	500,000
退職給付引当金	36,563	39,347
役員退職慰労引当金	938,973	1,040,901
資産除去債務	10,574	16,403
固定負債合計	986,110	1,596,652
負債合計	50,186,289	62,838,059
純資産の部		
株主資本		
資本金	845,118	846,918
資本剰余金		
資本準備金	389,198	389,198
その他資本剰余金	19,030	19,030
資本剰余金合計	408,228	408,228
利益剰余金		
利益準備金	1,100	1,100
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,246,665	4,770,545
利益剰余金合計	3,247,765	4,771,645
自己株式	△26,446	△26,586
株主資本合計	4,474,664	6,000,205
新株予約権	22,549	51,906
純資産合計	4,497,213	6,052,111
負債純資産合計	54,683,503	68,890,170

② 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業収益		
外国為替取引損益	5,753,187	6,892,763
外国為替取引受取手数料	573	—
営業収益合計	5,753,761	6,892,763
営業費用		
販売費及び一般管理費	※1 4,392,849	※1 4,377,443
営業利益	1,360,911	2,515,319
営業外収益		
受取利息	2,043	2,267
関係会社経営指導料	10,044	9,894
貸倒引当金戻入額	2,731	2,280
為替差益	—	119
その他	727	225
営業外収益合計	15,547	14,786
営業外費用		
支払利息	73,053	61,527
為替差損	1,673	—
その他	250	200
営業外費用合計	74,977	61,727
経常利益	1,301,481	2,468,378
特別損失		
固定資産除却損	※2 1,375	※2 609
関係会社株式評価損	207,054	—
関係会社清算損	—	31,054
特別損失合計	208,430	31,663
税引前当期純利益	1,093,051	2,436,715
法人税、住民税及び事業税	470,499	800,476
法人税等調整額	10,734	△16,664
法人税等合計	481,234	783,812
当期純利益	611,817	1,652,902

③ 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	790,668	389,198	19,030	408,228	1,100	2,727,344	2,728,444
当期変動額							
新株の発行	54,450						
剰余金の配当						△92,496	△92,496
当期純利益						611,817	611,817
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	54,450	—	—	—	—	519,321	519,321
当期末残高	845,118	389,198	19,030	408,228	1,100	3,246,665	3,247,765

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△26,400	3,900,940	—	3,900,940
当期変動額				
新株の発行		54,450		54,450
剰余金の配当		△92,496		△92,496
当期純利益		611,817		611,817
自己株式の取得	△46	△46		△46
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			22,549	22,549
当期変動額合計	△46	573,724	22,549	596,273
当期末残高	△26,446	4,474,664	22,549	4,497,213

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	845,118	389,198	19,030	408,228	1,100	3,246,665	3,247,765
当期変動額							
新株の発行	1,800						
剰余金の配当						△129,023	△129,023
当期純利益						1,652,902	1,652,902
自己株式の取得							
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	1,800	—	—	—	—	1,523,879	1,523,879
当期末残高	846,918	389,198	19,030	408,228	1,100	4,770,545	4,771,645

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△26,446	4,474,664	22,549	4,497,213
当期変動額				
新株の発行		1,800		1,800
剰余金の配当		△129,023		△129,023
当期純利益		1,652,902		1,652,902
自己株式の取得	△139	△139		△139
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			29,357	29,357
当期変動額合計	△139	1,525,540	29,357	1,554,897
当期末残高	△26,586	6,000,205	51,906	6,052,111

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
外国為替取引顧客差金(資産)	583,826千円	888,302千円
外国為替取引預り証拠金	596,112千円	871,572千円

※2 担保資産及び担保付債務

(1) 借入金の担保に供している資産及び担保付債務は、次のとおりであります。

① 担保に供している資産

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
現金及び預金(定期預金)	1,820,000千円	2,080,000千円

② 担保付債務

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
短期借入金	4,783,600千円	5,800,000千円

(2) 当社からのカバー取引注文により成立する外国為替証拠金取引に関連して生じる債務に関し、金融機関より支払承諾契約(以下「ボンド・ファシリティ契約」という。)に基づく債務保証を受けており、当該債務保証に対する担保として現金及び預金(定期預金)を差入れるとともに、顧客区分管理信託契約に基づく信託受益権に係る信託財産のうち、顧客区分管理必要額等控除後の残余財産に対して、金融機関を質権者とする質権を設定しております。また、当該契約に基づく担保の差入額、担保付債務(被保証債務残高)及び債務保証の極度額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
現金及び預金(定期預金)	1,800,000千円	1,200,000千円
被保証債務残高	—千円	—千円
債務保証の極度額	6,000,000千円	6,000,000千円

(3) 金融機関とカバー取引を行うに当たり、先物外国為替取引契約に基づき、当該カバー取引に対する担保として現金及び預金(定期預金)を差入れております。当該契約に基づき担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
現金及び預金(定期預金)	675,000千円	975,000千円

※3 当座貸越契約、コミットメントライン契約及びリボルビング・ファシリティ契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため複数の金融機関等と当座貸越契約、コミットメントライン契約及びリボルビング・ファシリティ契約を締結しております。

これらの契約に基づく事業年度末における借入金未実行残高等は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
当座貸越極度額、コミットメントライン契約及びリボルビング・ファシリティ契約の総額	7,900,000 千円	9,300,000 千円
借入実行残高	5,883,600 千円	7,600,000 千円
差引額	2,016,400 千円	1,700,000 千円

※4 財務制限条項

前事業年度(平成29年3月31日)

当社が契約するコミットメントライン契約、ボンド・ファシリティ契約、当座貸越契約には、主に以下の財務制限条項が付されております。

1. コミットメントライン契約

- ① 各事業年度の報告書等に記載される貸借対照表における純資産額を、前年度決算期の期末における純資産額の80%以上に維持すること。
- ② 各事業年度の報告書等に記載される損益計算書における経常損益を2期連続して損失にしないこと。

上記の各財務制限条項に抵触した場合には、貸出人の要求に基づき各借入金に関して貸出人に対し負担する一切の債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

なお、当事業年度末における各財務制限条項への抵触の事実はありません。

2. ボンド・ファシリティ契約

- ① 金融商品取引法第46条の6第1項の定めにより毎月末算出する自己資本規制比率を200%超に維持すること。
- ② 各四半期会計期間について、当該四半期会計期間に属する月の金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に規定する市場リスク相当額が、当社が作成する四半期決算短信又は決算短信から計算される当該四半期会計期間中に計上された経常利益（当該市場リスク相当額を算出した期間と同期間における経常利益を指す。）の5倍に相当する金額を2回連続して超過しないようにすること。
- ③ 金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に基づき算出される市場リスク相当額を表保証額の3%未満とすること。
- ④ 業として自己の計算により行う店頭デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第22項の定義による。)を行う場合、かかる取引の想定元本のUSドル建て最大残高を5百万USドル未満に維持すること。
- ⑤ ④の財務制限条項に抵触した場合には、以下の追加担保金額算出方法に従い、追加預金担保を保証人のために差し入れること。算出結果がマイナスとなる場合には、追加担保金額はゼロとする。

追加担保金額算出方法

(A)×(B)−1,800百万円

1百万円の位を四捨五入して10百万円単位で計算する。

(A)④の財務制限条項に抵触した日における当社が業として自己の計算により行った店頭デリバティブ取引のUSドル建て最大残高

(B)表保証人により公表されたUSドル・円TMMレート(対顧客直物電信仲値相場)(以下、「本件レート」という。)のうち④の財務制限条項に抵触することが判明した日において公表されたもの(当該判明日に本件レートが公表されなかった場合は、当該日の前に公表された本件レートのうち、最新のもの)

- ⑥ 第2四半期会計期間の末日及び事業年度末日時点の報告書等における連結損益計算書に記載される経常損益・営業損益が損失とならないようにすること。

上記の各財務制限条項に抵触した場合には、契約先金融機関の裁量により保証を受けられなくなる可能性があります。

なお、当事業年度末における被保証債務残高及び各財務制限条項への抵触の事実はありません。

3. 当座貸越契約

- ① 金融商品取引法第46条の6第1項の定めにより毎月末算出する自己資本規制比率を200%超に維持すること。
- ② 各四半期会計期間について、当該四半期会計期間に属する月の金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に規定する市場リスク相当額が、当社が作成する四半期決算短信又は決算短信から計算される当該四半期会計期間中に計上された連結経常利益（当該市場リスク相当額を算出した期間と同期間における経常利益を指す。）の5倍に相当する額を2回連続して超過しないようにすること（なお、四半期決算短信又は決算短信に示される連結経常損益が損失である場合には、当該四半期については超過したものとみなす。）。
- ③ 業として自己の計算により行う店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第22項の定義による。）を行う場合、かかる取引の想定元本のUSドル建て最大残高を5百万USドル未満に維持すること。
- ④ 第2四半期会計期間の末日及び事業年度末日時点の報告書等における連結損益計算書に記載される経常損益・営業損益が損失とならないようにすること。
- ⑤ 報告書等における有利子負債（社債を含む）の合計金額が、現金、預金（ただし、信託預金から顧客区分管理必要額を除く）及び外国為替取引差入証拠金の合計金額を上回らないこと。

上記の各財務制限条項に抵触した場合には、貸出人の要求に基づき各借入金に関して貸出人に対し負担する一切の債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

なお、当事業年度末における各財務制限条項への抵触の事実はありません。

当事業年度(平成30年3月31日)

当社が契約するボンド・ファシリティ契約及び当座貸越契約には、主に以下の財務制限条項が付されています。

1. ボンド・ファシリティ契約

- ① 金融商品取引法第46条の6第1項の定めにより毎月末算出する自己資本規制比率を200%超に維持すること。
- ② 各四半期会計期間について、当該四半期会計期間に属する月の金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に規定する市場リスク相当額が、当社が作成する四半期決算短信又は決算短信から計算される当該四半期会計期間中に計上された経常利益（当該市場リスク相当額を算出した期間と同期間における経常利益を指す。）の5倍に相当する金額を2回連続して超過しないようにすること。
- ③ 金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に基づき算出される市場リスク相当額を表保証額の3%未満とすること。
- ④ 業として自己の計算により行う店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第22項の定義による。）を行う場合、かかる取引の想定元本のUSドル建て最大残高を5百万USドル未満に維持すること。
- ⑤ ④の財務制限条項に抵触した場合には、以下の追加担保金額算出方法に従い、追加預金担保を保証人のために差し入れること。算出結果がマイナスとなる場合には、追加担保金額はゼロとする。
追加担保金額算出方法
(A)×(B)－1,200百万円
1百万円の位を四捨五入して10百万円単位で計算する。
(A)④の財務制限条項に抵触した日における当社が業として自己の計算により行った店頭デリバティブ取引のUSドル建て最大残高
(B)表保証人により公表されたUSドル・円TTMレート(対顧客直物電信仲値相場)（以下、「本件レート」という。）のうち④の財務制限条項に抵触することが判明した日において公表されたもの(当該判明日に本件レートが公表されなかった場合は、当該日の前に公表された本件レートのうち、最新のもの)
- ⑥ 第2四半期会計期間の末日及び事業年度末日時点の報告書等における連結損益計算書に記載される経常損益・営業損益が損失とならないようにすること。

上記の各財務制限条項に抵触した場合には、契約先金融機関の裁量により保証を受けられなくなる可能性があります。

なお、当事業年度末における被保証債務残高及び各財務制限条項への抵触の事実はありません。

2. 当座貸越契約

- ① 金融商品取引法第46条の6第1項の定めにより毎月末算出する自己資本規制比率を200%超に維持すること。
- ② 各四半期会計期間について、当該四半期会計期間に属する月の金融商品取引業等に関する内閣府令第178条第1項第1号に規定する市場リスク相当額が、当社が作成する四半期決算短信又は決算短信から計算される当該四半期会計期間中に計上された連結経常利益（当該市場リスク相当額を算出した期間と同期間における経常利益を指す。）の5倍に相当する額を2回連続して超過しないようにすること（なお、四半期決算短信又は決算短信に示される連結経常損益が損失である場合には、当該四半期については超過したものとみなす。）。
- ③ 業として自己の計算により行う店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第22項の定義による。）を行う場合、かかる取引の想定元本のUSドル建て最大残高を5百万USドル未満に維持すること。
- ④ 第2四半期会計期間の末日及び事業年度末日時点の報告書等における連結損益計算書に記載される経常損益・営業損益が損失とならないようにすること。
- ⑤ 報告書等における有利子負債（社債を含む）の合計金額が、現金、預金（ただし、信託預金から顧客区分管理必要額を除く）及び外国為替取引差入証拠金の合計金額を上回らないこと。

上記の各財務制限条項に抵触した場合には、貸出人の要求に基づき各借入金に関して貸出人に対し負担する一切の債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

なお、当事業年度末における各財務制限条項への抵触の事実はありません。

（損益計算書関係）

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
システム使用料	1,269,791千円	1,367,040千円
役員報酬	390,420千円	391,220千円
給与手当等	271,531千円	270,355千円
退職給付費用	6,634千円	6,886千円
賞与引当金繰入額	42,740千円	45,000千円
役員退職慰労引当金繰入額	257,889千円	103,490千円
減価償却費	72,806千円	63,792千円
支払手数料	468,543千円	497,109千円
広告宣伝費	893,429千円	799,023千円
おおよその割合		
販売費	60%	61%
一般管理費	40%	39%

※2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物	897千円	—千円
器具備品	247千円	—千円
ソフトウェア	229千円	609千円
計	1,375千円	609千円

(2) 借入金の主要な借入先及び借入金額

前事業年度(平成 29 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

借入先の氏名又は名称	借入金額
株式会社 みなと銀行	1,500,000
株式会社 三井住友銀行	1,000,000
株式会社 みずほ銀行	1,000,000
株式会社 新生銀行	600,000
株式会社 関西アーバン銀行	500,000
株式会社 高知銀行	500,000
株式会社 イオン銀行	500,000
オリックス銀行 株式会社	500,000

当事業年度(平成 30 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

借入先の氏名又は名称	借入金額
株式会社 みなと銀行	2,000,000
株式会社 三井住友銀行	1,000,000
株式会社 みずほ銀行	1,000,000
オリックス銀行 株式会社	600,000
株式会社 関西アーバン銀行	500,000
株式会社 高知銀行	500,000
株式会社 イオン銀行	500,000

(3) 保有する有価証券(トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。)の取得価額、時価及び評価損益

前事業年度(平成 29 年 3 月 31 日)

子会社株式(貸借対照表計上額は481,841千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成 30 年 3 月 31 日)

子会社株式(貸借対照表計上額は676,326千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(4) デリバティブ取引(トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。)の契約価額、時価及び評価損益

該当事項はありません。

(5) 会計監査人による監査及び監査報告書の有無

当社は、第14期事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)及び第15期事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)の財務諸表について、会社法第436条第2項、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けており、監査報告書を受領しております。

4 管理の状況に関する事項

(1) 内部管理の状況の概要

当社は、内部管理部を中心とし、業務状況の管理を行い、業務の適正性の確保や問題点の改善に努めております。また、当社は、内部管理部を統括部門としたコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス全般の報告・審議を行い、必要に応じて研修等を実施する等、コンプライアンス態勢の強化を図っております。

次に、お客様からの苦情及び相談については、苦情相談窓口として、専用の電話番号とメールアドレスを定め、ホームページ上に記載しております。お客様からの申出内容に応じて、苦情・紛争処理規程に基づく等、適正な対応に努めております。なお、苦情・紛争の状況につきましては、毎月のコンプライアンス委員会において報告し、取締役会には半期に1度報告いたしております。さらに、ホームページ上には、指定紛争解決機関である特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）及び証券取引等監視委員会の情報提供窓口のリンクを貼り、外部への苦情及び相談についての申出方法等を明確化しております。

最後に、監査体制といたしましては、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、年間の監査計画に基づき各部門の業務状況、法令・諸規則の遵守状況の監査を行っております。内部監査の監査結果や改善状況は、取締役会へ報告する体制を構築しております。

(2) 法第四十三条の二から第四十三条の三までの規定により管理される金銭、有価証券その他の財産の種類ごとの数量若しくは金額及び管理の状況

① 金融商品取引法第43条の2第1項から第3項の規定に基づく分別管理の状況

前事業年度（平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成30年3月31日）

該当事項はありません。

② 金融商品取引法第43条の2の2の規定に基づく区分管理の状況

前事業年度（平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成30年3月31日）

該当事項はありません。

③ 金融商品取引法第43条の3の規定に基づく区分管理の状況

イ 金融商品取引法第43条の3第1項の規定に基づく区分管理の状況

（単位：百万円）

	管理の方法	当期末残高	前期末残高	内 訳
金 銭	金銭信託	40,260	34,020	株式会社三井住友銀行40,260百万円

ロ 金融商品取引法第43条の3第2項の規定に基づく区分管理の状況

前事業年度（平成 29 年 3 月 31 日）

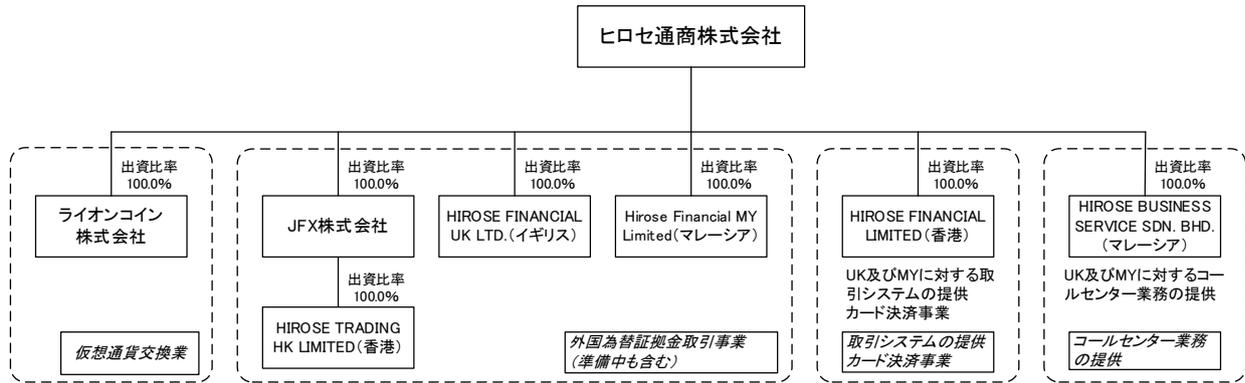
該当事項はありません。

当事業年度（平成 30 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

5 子会社等の状況に関する事項

(1) 企業集団の構成



(2) 子会社等の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、資本金の額、事業の内容等

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	当社及び子会社等の保有する議決権の数(口)	議決権の所有[被所有]割合(%)
(連結子会社) JFX株式会社	東京都中央区	317,000千円	外国為替証拠金取引業	19,990	100.0
ライオンコイン株式会社	大阪市西区	50,000千円	仮想通貨交換業	100,000	100.0
HIROSE FINANCIAL UK LTD.	英国ロンドン	5,467千ポンド	外国為替証拠金取引業	5,467,000	100.0
HIROSE TRADING HK LIMITED	中国香港	7,000千香港ドル	外国為替証拠金取引業(予定)	7,000,000	100.0 (100.0)
Hirose Financial MY Limited	マレーシア 連邦領ラブアン	1,500千ドル	外国為替証拠金取引業	1,500,000	100.0
HIROSE FINANCIAL LIMITED	中国香港	10,200千香港ドル	取引システム提供 カード決済事業	10,200,000	100.0
HIROSE BUSINESS SERVICE SDN. BHD.	マレーシア ジョホールバル	920千リンギット	コールセンター業務受託	920,000	100.0

- (注) 1 HIROSE TRADING HK LIMITED の株式は、JFX 株式会社を通じての間接所有となっております。
 2 議決権の所有割合欄の()内は JFX 株式会社 が所有する出資比率を内数で示しております。
 3 HIROSE TRADING HK LIMITED は、営業を開始しておりません。
 4 ライオンコイン株式会社は、平成 30 年 2 月 1 日に設立しております。

以上